

2025年11月7日

東京都大田区矢口一丁目5番1号
桂川電機株式会社
代表取締役社長 渡邊 正禮

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事後開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社Lemon（以下「Lemon」といいます。）から、2025年10月3日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（ただし、Lemon及び当社を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下、当社の普通株式を「当社株式」といい、本売渡株主の有する当社株式を「本売渡株式」といいます。）の全部をLemonに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の通知を受領し、2025年10月3日付の当社取締役会決議により、本株式売渡請求を承認することを決定した結果、2025年11月7日付で、Lemonが本売渡株式の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が本売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第33条の8第1号）

2025年11月7日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の8第2号）

本売渡株主からLemonに対し、取得日までに、会社法第179条の7第1項の規定による請求はなされておられません。

当社は、新株予約権を発行していないため、会社法第179条の7第2項の規定による請求については、該当事項がありません。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法施行規則第33条の8第3号）

取得日の20日前から前日までの間に、会社法第179条の8第1項の規定に基づき、その有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 本株式売渡請求により特別支配株主が取得した本売渡株式の種類及び数（会社法施行規則第33条の8第4号）

当社普通株式 96,706株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数（会社法施行規則第33条の8第5号）

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法施行規則第33条の8第6号）

該当事項はありません。

7. その他本株式売渡請求に係る本売渡株式の取得に関する重要な事項（会社法施行規則第33条の8第7号）

本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてLemonが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上